

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2022年 6月 9日

滋賀県知事
三日月 大造 殿

提出者
住所 滋賀県長浜市田町30番地
氏名 エルナープリンテッドサーキット株式会社
代表取締役 楊 其筠

電話番号 0749-73-3021

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	エルナープリンテッドサーキット株式会社
事業場の所在地	滋賀県長浜市田町30番地
計画期間	2022年4月1日～2023年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	電子部品・デバイス・電子回路製造業
②事業の規模	85億円
③従業員数	447名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-1

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙-2

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	強アルカリ	引火性廃油
	排出量	1,489 t	15,059 t	18 t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	試験的に強酸を自社の廃液処理施設にて処理し廃液を削減			
	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	強アルカリ	引火性廃油
	排出量	1,441 t	14,479 t	28 t
	(今後実施する予定の取組)			
	薬品の変更により強酸の排出削減			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	特に無し	
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	特に無し	

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和 年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類	－	－
自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	－	－
(これまでに実施した取組)		
【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類	－	－
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	－	－
(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和 3 年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類	強アルカリ	
自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	14,886 t	t
(これまでに実施した取組)		
中和処理 脱水による減量化		
【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類	強アルカリ	
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	14,321 t	t
(今後実施する予定の取組)		
特に無し		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項					
①現状	【前年度（令和 年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-	-	-
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	-	-	-	-
(これまでに実施した取組)					
②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-	-	-
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	-	-	-	-
(今後実施する予定の取組)					
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項					
①現状	【前年度（令和 3年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	強アルカリ	引火性廃油	
	全処理委託量	1,489 t	173 t	18 t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	1,489 t	173 t	18 t	
	再生利用業者への 処理委託量	t		t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	t		t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t		t	
	(これまでに実施した取組)				
	特に無し				

(第5面)

②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	強アルカリ	引火性廃油
	全処理委託量	1,531 t	158 t	28 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	1,531 t	158 t	28 t
	再生利用業者への 処理委託量	t		t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t		t
氏名 エルナープリンテッド サーキット株式会社 代表取締役 楊 其筠	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t		t
	(今後実施する予定の取組)			
	再生利用業者への委託を進める 強酸の有価買取の検討			
【前年度】(令和3年度) 実績				
※事務処理欄	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)			1,680 t
	(今後実施する予定の取組等) JWNET加入済み			

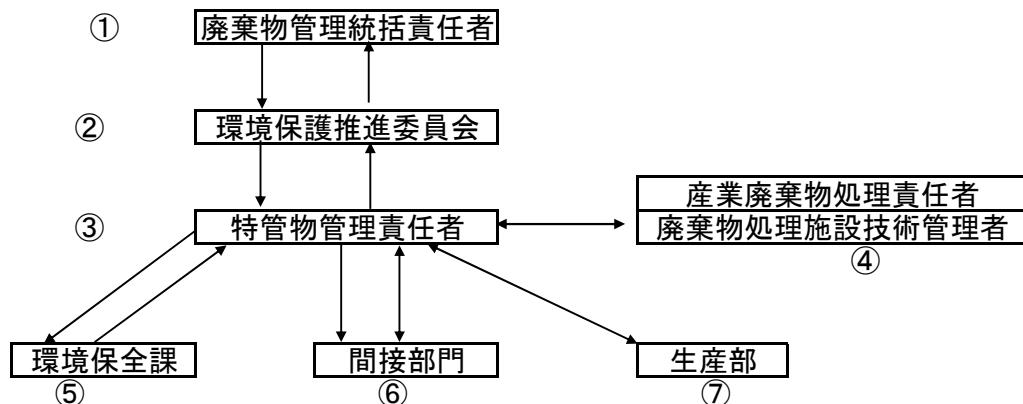
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特管産業廃棄物発生工程

	強酸	強アルカリ	引火性廃油	汚泥
内層回路工程	○	○		○
積層工程			○	○
銅めっき工程	○	○		
外層回路工程	○	○		○
フォトソルダーレジスト工程		○		○
	中和	中和	焼成	焼成
	銅回収	セメント材料	路盤材	路盤材
				汚泥

管理組織



管理体制

役割

①廃棄物管理統括責任者(保全部長)

廃棄物に関する事業所内の最高責任者であり、特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者及び産業廃棄物処理責任者からの報告を受け、定期的に又は必要に応じ環境保護推進委員会を招集する。

②環境保護推進委員会(管理責任者)

- ・中・長期的な処理計画をの策定をおこなう。
- ・製品アセスメントを検討する。
- ・管理規定の作成(変更)を行う。
- ・各部門での懸案事項の調整を図る。
- ・その他廃棄物に関する全般的(資源化・減量化、設備、原材料の選定、処理方法、委託など)の決定を行う。

③特別管理産業廃棄物管理責任者

- ・各部門からの報告や懸案事項を廃棄物管理統括責任者に報告するとともに、廃棄物に関する実務的な業務の責任者となる。

④廃棄物処理施設技術管理者及び廃棄物処理施設技術管理者

- ・産業廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務や処理に関する業務を行う。

⑤環境保全課

- ・廃棄物処理施設技術管理者及び廃棄物処理施設技術管理者が中心となって特別管理産業廃棄物管理責任者と協力し、産業廃棄物処理設備を適正に管理・運営をする。
(廃棄物の処理量・残さ量の把握、運転管理・記録簿の作成)
- ・製造工程や処理設備から生じた廃棄物の性状分析をおこなう。
- ・資源化・減量化に関する調査研究を行う。
- ・委託契約の締結及び発注を行う。
- ・産業廃棄物管理票(マニフェスト)を運用し、処理状況を把握する。

⑥間接部門

- ・スムーズに運用が出るように協力する。

⑦生産部

- ・製造工程からの廃棄物の発生量、発生原単位、種類及び性状を把握する。
- ・各工程での原材料使用量を把握する。
- ・廃棄物ごとに分別し、廃棄物保管場所へ搬入する。